脇町高等学校
サイエンス・ハブ等整備事業

公募型プロポーザル募集要項

令和８年１１月１９日

徳島県教育委員会
教育創生課

目　次

１　目的 …… 2

２　事業概要 …… 2

３　応募に関する条件等 …… 6

４　応募方法 …… 9

５　事業者の選定 …… 11

６　契約の枠組み …… 12

７　その他契約に関する事項 …… 13

８　留意事項 …… 14

９　担当窓口 …… 15

（別表）　評価項目及び評価基準

１　目的

本事業は、「高等学校教育改革促進基金（N-E.X.T.ハイスクール構想）」等を活用し、地方における理数教育の高度化と、地域課題を最先端テクノロジーで解決する科学技術人材「INTEGRATOR」を継続的に育成・輩出するため、「ローカルサイエンスフロンティア」構想の中核拠点となる「アクティブラボ・キャンパス」の基盤施設を整備するものである。

本校では、若年女性の県外流出や理数系選択の低迷といった構造的課題に対応し、生徒の「問いを立てる力」「データ分析力」「研究基礎力」を育む文理融合の学びを推進している。この教育改革を実現するため、既存の「管理棟２階（職員室）」「宿泊棟１階」「北教室棟（１～３階）」をリノベーションするとともに、既存駐輪場跡地に「新校舎棟（１階駐輪場・２階ラボ）」を、校長公舎跡地に「プレラボ棟（屋外実証フィールド）」をそれぞれ新築する。

本事業の実施に当たっては、設計施工一括発注方式のうち、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の設計交渉・施工タイプを採用する。公募型プロポーザルにより、本校の先進的な教育改革及び本施設の整備コンセプトを深く理解し、創意工夫にあふれた快適かつ安全な空間整備について優れた提案を行うグループを優先交渉権者として選定し、その後結成される企業と事業契約を締結することを目的とする。

２　事業概要

（１）事 業 名：脇町高等学校 サイエンス・ハブ等整備事業

（２）選定方式：公募型プロポーザル

（３）事業場所：徳島県美馬市脇町大字脇町 1300-1

（４）建物規模：

① 管理棟２階（改修・職員室、改修床面積約 250 ㎡）
② 宿泊棟１階（改修・実証店舗＆オープンコモンズ、改修床面積約 215 ㎡）
③ 北教室棟　（改修・サイエンス・ハブ、RC 造３階建て、改修床面積約 990 ㎡）
④ 駐輪場　　（解体、解体床面積約 810 ㎡）
⑤ 新校舎棟　（新築、駐輪場及びアースサイエンスラボ、生物実験ラボ、延床面積約 700 ㎡）
⑥ プレラボ棟（新築、気象データ・簡易ビオトープ等、延床面積約 80 ㎡）

（５）業務内容：

① 第Ⅰ期事業（設計に関する業務）：
・ 各対象施設（管理棟２階（職員室）、宿泊棟１階及び北教室棟の改修、既存駐輪場の解体、新校舎棟及びプレラボ棟の新築）の整備に係る実施設計
・ 解体建物周辺の事前家屋調査及び関係機関協議
・ 基本条件については、要求水準書「第３ 施設設備基準」を確認すること。

② 第Ⅱ期事業（解体に関する業務）：
・ 既存駐輪場（及び解体対象工作物等）の解体撤去・仮設工事に係る全ての工事
・ 上記の工事に係る工事監理に関する業務
・ 必要に応じ、近隣住民への計画説明や調整を行うこと。

③ 第Ⅲ期事業（改修に関する業務）：
・ 管理棟２階（職員室）、宿泊棟１階及び北教室棟の改修に係る全ての工事
・ 上記の工事に係る工事監理に関する業務
・ 必要に応じ、近隣住民への計画説明や調整を行うこと。

④ 第Ⅳ期事業（新築に関する業務）：
・ 新校舎棟及びプレラボ棟の新築工事（周辺外構工事含む）に係る全ての工事
・ 上記の工事に係る工事監理に関する業務
・ 必要に応じ、近隣住民への計画説明や調整を行うこと。

⑤　その他の業務：

・敷地周辺の供給処理施設（電気、電話、ガス、上下水道等）の調査及び諸官庁協議・申請
・関係法令等の申請・許認可手続（建築基準法、消防法、都市計画法等）
・SEM・HPLC・多地点接続システム・実証店舗ネットワーク等の高度基盤設備の配備・架設調整、及び施工中の生徒安全確保・学校教育活動担保対策

（６）事業期間：

契約締結の日から令和１１年１月末まで

（７）事業参考価格：

設計費、工事費及び工事監理費の事業費参考価格については、以下のとおりとする。提案額（参考見積価格）が事業費参考価格を超過した場合は失格とする。また、優先交渉権者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、徳島県において予定価格を設定するものとする。

①　設計費

４７，０８０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記には、既存工作物撤去・改修等の関連工事の設計に要する費用のほか、各種調査費用並びに計画通知等の申請手数料を含む。

②　工事費

５３２，４００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記には、北教室棟等改修、駐輪場解体、新校舎棟等新築、既存工作物撤去等に要する費用を含む。

③　工事監理費

１６，１７０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記には、各工事の工事監理に要する費用を含む。

（８）業務の仕様

選定事業者が行う業務の要求性能等は、別添の「要求水準書」によるものとする。

（９）スケジュール

日　程	内　容
令和８年　１１月　１９日（木）	募集の公告及び募集要項の公表
１１月　２７日（金）	質問書の提出（１回目）締切（午後５時必着）
１２月　　４日（金）	質問書の回答書公表（１回目）
１２月　　８日（火）	現地確認申込書の提出締切（午後５時必着）
１２月　１０日（木）	現地確認
１２月　２４日（木）	参加申込書の提出締切（午後５時必着）
令和９年　　１月　　６日（水）	質問書の提出（２回目）締切（午後５時必着）
１月　１４日（木）	質問書の回答書公表（２回目）
２月　　１日（月）	企画提案書の提出締切（午後５時必着）

令和９年　　２月 上旬頃	企画提案選定委員会
優先交渉権者選定後	選定結果通知・事業協定締結 第Ⅰ期事業契約締結 第Ⅱ期事業契約締結 第Ⅲ期事業契約締結 第Ⅳ期事業契約締結

（１０）事業に必要と想定される根拠法令等

事業者は、以下の法令・条例のほか、本業務の実施にあたり必要とされる関係法令及び条例等を遵守すること。なお、最新のものを参照すること。

①法令関係

・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）

・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）

・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

・学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

・学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）

・教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）

・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 97 号）

・悪臭防止法（昭和 43 年法律第 91 号）

・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）

・脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）

・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

・河川法（昭和 39 年法律第 167 号）

・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）

・浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）

・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法：平成 18 年法律第 91 号）

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法：平成 12 年法律第 104 号）

・資源の有効な利用の促進に関する法律（ラージリサイクル法：平成 3 年法律第 48 号）

・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）

・建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律（建築物省エネ法：平成 27 年法律第 53 号）

・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）

・労働基準法（昭和 23 年法律第 49 号）

・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 214 号）

・宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）

・電波法（昭和 25 年法律第 131 号）

・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）

・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）

・地方自治法（昭和 23 年法律第 67 号）

・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）

・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）

・環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）

・瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）

・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）

・高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）

・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法：平成 12 年法律第 100 号）

・その他関連法令等

② 条例関係

・徳島県建築基準法施行条例（昭和 47 年徳島県条例第 32 号）

・徳島県都市計画法施行条例（平成 12 年徳島県条例第 57 号）

・徳島県県産材利用促進条例（平成 24 年徳島県条例第 80 号）

・徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（平成 28 年徳島県条例第 10 号）

・徳島県生活環境保全条例（平成 17 年徳島県条例第 24 号）

・徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成 19 年徳島県条例第 14 号）

・徳島県暴力団排除条例（平成 22 年徳島県条例第 40 号）

・徳島県個人情報保護条例（平成 14 年徳島県条例第 43 号）

・その他関連条例等

③ 適用基準等

・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

・徳島県県有施設総合耐震計画基準（徳島県）

・公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

・建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

・公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

・公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

・建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

・建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
・建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
・構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
・建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
・建築設備耐震設計・施工指針（一般社団法人日本建築センター）
・電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
・公共建築設備工事標準図（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
・公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・公共建築工事標準単価積算表（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・公共建築工事内訳書標準書式（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・公共建築工事見積標準書式（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・公共建築工事積算基準等資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）
・建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・その他関連適用基準等

３　応募に関する条件等

（１）応募者の構成等

①　用語の定義

ア　構成員：公募型プロポーザル参加グループを構成する企業をいう。
イ　代表企業：構成員のうち、応募手続を代表して行う企業をいう。
ウ　設計企業：構成員のうち、設計業務を行う企業をいう。
エ　施工企業１：構成員のうち、第Ⅱ期事業に係る工事業務を行う企業をいう。
オ　施工企業２：構成員のうち、第Ⅲ期事業に係る工事業務を行う企業をいう。
カ　施工企業３：構成員のうち、第Ⅳ期事業に係る工事業務を行う企業をいう。
キ　工事監理企業：構成員のうち、工事監理業務を行う企業をいう。

②　応募者の構成

ア　応募者は、複数の企業により構成されるグループとし、構成員の中から代表企業を定める。
イ　応募者は「設計企業」、「施工企業１」、「施工企業２」、「施工企業３」、「工事監理企業」の全ての担当に構成員を割り当てなければならない。なお、設計業務及び工事監理業務は、それぞれ複数の企業が行うことを妨げない。
ウ　イに掲げる複数の業務を一の企業等が行うことは差し支えない。ただし、施工企業と工事監理企業を同一の者が兼ねることはできない。

エ　企画提案書の受付後、応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、県が承認した場合は、この限りではない。
オ　１応募者の構成員は、他の応募者の構成員にはなれない。

（２）応募者の参加資格要件

①　各企業に共通する参加資格要件

ア　主たる営業所が徳島県内に所在する企業等であること。
イ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
ウ　徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成 14 年 4 月 18 日建設第 73 号）等の規定による指名停止措置の期間中でない者であること。
エ　徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
オ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
カ　清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算の開始の命令がなされた者でないこと。
キ　手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
ク　徳島県暴力団排除措置要綱（平成 23 年 3 月 28 日管第 100597 号）に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
ケ　建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者でないこと。
コ　建築士法第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者でないこと。
サ　直近１年間において、法人税、法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
シ　企画提案選定委員の所属する企業と資本面若しくは人事面において密接な関連がない者であること。

②　各業務に応じた参加資格要件

ア　設計企業

次の（ア）から（エ）までの事項の全てに該当すること。なお、（ウ）及び（エ）については、複数の者が設計企業として参加する場合は、少なくとも１者が該当すること。

（ア）令和８・９年度の徳島県一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業務）に登載されている者であること。
（イ）建築士法第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
（ウ）令和８年４月１日現在において、次のいずれかに該当すること。
（Ａ）３名以上の一級建築士が属する者であること。
（Ｂ）２名以上の一級建築士かつ２名以上の二級建築士が属する者であること。
（エ）配置予定技術者として、参加申込書の提出日以前に設計企業と３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であって、「③ 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を本事業の期間中に配置できること。

イ　施工企業１

次の（ア）から（ウ）までの全ての事項に該当すること。

（ア）参加資格業者名簿の「解体工事」の格付けがＡ級の者であること。
（イ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項による収集運搬業（解体工事に必要な産業廃棄物の種類に限る。）の許可を受けている者であること。

（ウ）配置予定技術者として、参加申込書の提出日以前に施工企業と３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であって、「③ 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を本工事の期間中に専任で配置できること。ただし、請負代金額（消費税込み）が４，５００万円（建築一式工事については、９，０００万円）未満の場合は、専任の必要はない。

ウ　施工企業２

次の（ア）から（ウ）までの全ての事項に該当すること。

（ア）令和８年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（以下「参加資格業者名簿」という。）の「建築一式工事」の格付けが特Ａ級又はＡ級であり、建設業法上の主たる営業所が、徳島県土整備事務所鳴門支所管内、吉野川県土整備事務所管内、美馬県土整備事務所管内又は三好県土整備事務所管内にある者であること。
（イ）配置予定技術者として、参加申込書の提出日以前に施工企業と３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であって、「③ 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を本工事の期間中に専任で配置できること。ただし、請負代金額（消費税込み）が４，５００万円（建築一式工事については、９，０００万円）未満の場合は、専任の必要はない。
（ウ）参加資格業者名簿における「建築一式工事」の年間平均完成工事高（格付けに当たり使用した経営事項審査における年間平均完成工事高）を２倍した金額が、この工事の提案額のうち第Ⅲ期事業における工事の提案額以上であること。

エ　施工企業３

次の（ア）から（エ）までの全ての事項に該当すること。

（ア）建築工事業に係る建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
（イ）参加資格業者名簿の「建築一式工事」の格付けが特Ａ級の者であること。
（ウ）配置予定技術者として、参加申込書の提出日以前に施工企業と３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であって、「③ 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を本工事の期間中に専任で配置できること。
（エ）参加資格業者名簿における「建築一式工事」の年間平均完成工事高（格付けに当たり使用した経営事項審査における年間平均完成工事高）を２倍した金額が、この工事の提案額のうち第Ⅳ期事業における工事の提案額以上であること。

オ　工事監理企業

次の（ア）から（エ）までの事項の全てに該当すること。なお、（ウ）及び（エ）については、複数の者が工事監理企業として参加する場合は、少なくとも１者が該当すること。

（ア）令和８・９年度の徳島県一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業務）に登載されている者であること。
（イ）建築士法第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
（ウ）令和８年４月１日現在において、次のいずれかに該当すること。
（Ａ）３名以上の一級建築士が属する者であること。
（Ｂ）２名以上の一級建築士かつ２名以上の二級建築士が属する者であること。
（エ）配置予定技術者として、参加申込書の提出日以前に工事監理企業と３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であって、「③ 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を本事業の期間中に配置できること。

③ 配置予定技術者の資格

配置予定技術者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

ア　設計企業

（ア）管理技術者（設計）
　建築士法第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士の資格を有すること。

イ　施工企業１

（ア）現場代理人
　当該工事現場に常駐することができる者であること。
（イ）主任技術者等
　この建設工事に関し、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者であること。

ウ　施工企業２

（ア）現場代理人
　当該工事現場に常駐することができる者であること。
（イ）主任技術者等
　この建設工事に関し、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者であること。

エ　施工企業３

（ア）現場代理人
　当該工事現場に常駐することができる者であること。
（イ）監理技術者
・１級建築施工管理技士、一級建築士その他の建築工事業（建築一式工事）の監理技術者となりうる資格を有すること。
・監理技術者資格証を有すること。
・監理技術者講習を修了していること。

オ　工事監理企業

（ア）管理技術者（工事監理）
　建築士法第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士の資格を有すること。

４　応募方法

（１）応募書類等の提出先：

〒770-8570 徳島市万代町１丁目１番地
徳島県教育委員会教育創生課魅力創生担当
電話　(088) 621-3154　ﾌｧｸｼﾐﾘ (088) 621-2880
E-mail kyouikusouseika@pref.tokushima.lg.jp

（２） 参加申込書の提出：

当プロポーザルへの参加を希望する者は、次の表－１に示す提出書類（各１部）を提出すること。ただし、書類は製本せず着脱可能なクリップ等でまとめること。

表－１

提出書類	様 式	留意事項
参加申込書	第１号	全ての構成員を記載
参加資格確認票	第１号－１	各構成員ごとに作成
企業グループ概要書	第２号	全ての構成員と協力企業を記載
技術者配置予定表	第２号－１	配置予定技術者ごとに作成

① 提出方法

持参又は郵送（郵便、宅配便等）とし、郵送の場合は、簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。なお、郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

② 提出期限

令和８年１２月２４日（木）午後５時まで（必着）

③ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和９年１月７日（木）までに代表企業に対して書面で通知する。なお、参加資格がないと認められた参加者の代表者は、書面により県に説明を求めることができる。

その受付期間は、令和９年１月２１日（木）午後５時まで（必着）とし、説明請求に対する回答は、令和９年１月２９日（金）までに代表企業に対して書面により通知する。

④ 参加辞退

参加申込書の提出後に当プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和９年１月２９日（金）午後５時まで（必着）に、辞退届（様式第６号）を提出すること。

（３）企画提案書の提出：

次の表－２に示す提出書類を提出すること。任意様式の書類については、原則としてA4（A3 折り込み頁の挿入可。）とし、文字の大きさや見やすさに留意して作成すること。

提出部数は、正本１部、副本１０部とし、正本については、製本せず、着脱可能なクリップ等でまとめること。なお、提出された企画提案書の記載内容の変更及び追加については、原則として認めない。

- 表－２

提出書類	様式	留意事項
企画提案書	第３号	「設計、施工に関する考え方」を添付
概略図面	任意様式	敷地レイアウト、建物平面図、 立面図、改修各室の内観パース、 新校舎棟及びプレラボ棟外観パース
工程計画表	任意様式	
概算見積書	第３号－１	

① 提出方法：

持参又は郵送（郵便、宅配便等）とし、郵送の場合は、簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。なお、郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

② 提出期限：

令和９年２月１日（月）午後５時まで（必着）

（４） 質問及び回答：

（参加申込書等提出前）

質問は、質問書（様式第４号）により行うものとする。なお、原則として当該事業に係る条件や提案書提出手続に関する事項に限るものとし、審査に関する内容については受け付けない。

① 提出方法：

電子メールにより送付するものとする。なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

② 提出期限：
令和８年１１月２７日（金）午後５時まで（必着）

③ 質問への回答：
質問内容については、電子メールにより回答するとともに、
令和８年１２月４日（金）までに、徳島県ホームページにも掲載する。

（参加申込書等提出後）

質問は、質問書（様式第４号）により行うものとする。なお、原則として当該事業に係る条件や提案書提出手続に関する事項に限るものとし、審査に関する内容については受け付けない。

① 提出方法：
電子メールにより送付するものとする。なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

② 提出期限：
令和９年１月６日（水）午後５時まで（必着）

③ 質問への回答：
質問内容については、電子メールにより回答するとともに、
令和９年１月 １４日（木）までに、徳島県ホームページにも掲載する。

（５） 現地確認：

本事業に係る応募者の理解向上のため、学校活動に支障のない範囲で本件担当者立会のもと、応募者が個別に事業場所の現地確認を実施できる機会を設ける（メジャー、測定器等の利用を可能とする。）。

現地確認を希望する者は、現地確認申込書（様式第５号）により申し込むものとする。なお、現地見学の日時は、令和８年１２月１０日（木）午前９時から正午までの間の１時間以内とする。

① 提出方法：
電子メールにより送付するものとする。なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

② 提出期限：
令和８年１２月８日（火）午後５時まで（必着）

５ 事業者の選定

県は、企画提案選定委員会を設置し、プレゼンテーションを伴う企画提案書の審査を行い、別表「評価項目及び評価基準」に基づき、事業者を選定する。

（１）企画提案選定委員会の開催

・令和９年２月上旬頃の開催を予定しており、日時及び場所については、応募者へ別途通知する。
・企画提案選定委員会を欠席した応募者は、当プロポーザルを辞退したものとみなす。

（２）企画提案選定委員会の概要

・審査会場への入室は、各応募者あたり３名までとする。
・応募者は２０分以内でプレゼンテーションを行い、その後、企画提案選定委員が質疑を行う。
・プレゼンテーション審査において、事前に提出された企画提案書に記載していない提案内容を追加することは認めない。
・質疑に対しては、その場で応答するものとし、審査終了後の回答や説明資料の提出は認めない。

・プレゼンテーションに係るプロジェクター及びスクリーンは、徳島県教育委員会が準備する。使用を希望する場合は、「９ 担当窓口」へ事前に申し出ること。ただし、PC、ケーブル類、その他プレゼンテーションに必要な物品等は応募者が準備すること。

（３）事業者の選定

・企画提案選定委員会は、企画提案選定委員の評価に基づく総合得点が最も高い応募者を優先交渉権者として、優先交渉権者の次に総合得点が高い応募者を次点交渉権者として、県に報告する。
・総合得点が最も高い応募者が複数ある場合は、その中で見積金額が最も低い者を優先交渉権者、優先交渉権者の次に見積金額が低い者を次点交渉権者とする。また、応募者が１者のみの場合は、選定委員会の意見を踏まえ、総合的に適否の判断を行う。ただし、適の判断を行う場合は、評価基準の合計点の平均が６０点以上でなければならない。

（４）選定結果の通知

・選定結果は、辞退者を除く応募者全てに対して文書によって通知するとともに、県ホームページにて公表する。

６　契約の枠組み

（１）第Ⅰ期事業の契約締結

優先交渉権者の選定後、県は優先交渉権者と第Ⅰ期事業について見積合わせを行い、契約を締結する。同時に、県と優先交渉権者の間で第Ⅱ期事業の契約に至るまでの手続に関する協定を締結するものとする。

資格を満たしていることの確認ができない場合、またその他の理由により優先交渉権者と合意に至らなかった場合は、契約交渉の不成立が確定し、次点交渉権者と契約交渉を進めることとする。

なお、優先交渉権者は、見積合わせ時に、設計着手から全ての工事がしゅん工するまでの工程表を提出すること。

（２）第Ⅱ期事業の契約締結

① 契約交渉

本事業は、第Ⅰ期事業の契約後、優先交渉権者が設計を実施しながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に、第Ⅱ期事業の契約を締結する。

なお、価格交渉は以下のとおり実施する。

・参考額又は予定事業規模と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
・積算基準等から乖離のある工種について、乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。
・見積りの根拠に関しては、優先交渉権者から同一工種の工事実績での資機材の支払伝票、日報、出面の資料等の提示を求めることがある。
・優先交渉権者と合意に至らなかった場合は、契約交渉の不成立が確定し、次点交渉権者と第Ⅰ期事業に係る契約交渉を進めることとする。

② 契約締結

契約交渉の結果、合意が得られた場合、交渉が成立したものとして、第Ⅱ期事業の契約を締結する。価格等の交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性が認められない場合は交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないこととする。

なお、契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて、契約額の変更を行うこととする。

（３） 第Ⅲ期事業の契約締結

① 契約交渉

本事業は、第Ⅰ期事業の契約後、優先交渉権者が設計を実施しながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に、第Ⅲ期事業の契約を締結する。

なお、価格交渉は以下のとおり実施する。

・参考額又は予定事業規模と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
・積算基準等から乖離のある工種について、乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。
・見積りの根拠に関しては、優先交渉権者から同一工種の工事実績での資機材の支払伝票、日報、出面の資料等の提示を求めることがある。
・優先交渉権者と合意に至らなかった場合は、契約交渉の不成立が確定し、次点交渉権者と第Ⅰ期事業に係る契約交渉を進めることとする。

② 契約締結

契約交渉の結果、合意が得られた場合、交渉が成立したものとして、第Ⅲ期事業の契約を締結する。価格等の交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性が認められない場合は交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないこととする。

なお、契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて、契約額の変更を行うこととする。

（４）第Ⅳ期事業（新築に関する業務）の契約締結

① 契約交渉

本事業は、第Ⅰ期事業の契約後、優先交渉権者が設計を実施しながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に、第Ⅳ期事業の契約を締結する。

なお、価格交渉は以下のとおり実施する。

・参考額又は予定事業規模と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
・積算基準等から乖離のある工種について、乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。
・見積りの根拠に関しては、優先交渉権者から同一工種の工事実績での資機材の支払伝票、日報、出面の資料等の提示を求めることがある。
・優先交渉権者と合意に至らなかった場合は、契約交渉の不成立が確定し、次点交渉権者と第Ⅰ期事業に係る契約交渉を進めることとする。

② 契約締結

契約交渉の結果、合意が得られた場合、交渉が成立したものとして、第Ⅳ期事業の契約を締結する。価格等の交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性が認められない場合は交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないこととする。

なお、契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて、契約額の変更を行うこととする。

7 その他契約に関する事項

（１）書類の優先順位

書類の優先順位は、次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とする。

その他、優先順位等について疑義が生じた場合には、県と協議の上で決定する。

①契約書
②質問回答書
③要求水準書
④企画提案書

８　留意事項

（１）募集要項等の承諾

応募者は、参加申込書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。

（２）費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

（３）提出書類の取扱い・著作権

①　著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本事業において、公表及びその他県が必要と認めるときには、県は選定事業者の確認を得た上で、選定事業者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提出書類については、本事業の客観的評価の公表以外に使用しない。なお、提出書類は返却しない。

②　特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

（４）県からの提示書類の取扱い

県が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

（５）応募者の複数提案の禁止

応募者は、１つの提案しか行うことができない。

（６）提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

（７）応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年５月２０日法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（８）失格要件

以下に掲げる①から③のいずれかに該当する場合は、その応募者は失格となることがある。

①　各法令等に適合しないことが判明した場合
②　参考見積価格が募集要項で示す事業費参考価格を超過している場合
③　選定事業者決定後に、配置予定技術者を配置できなくなった場合（ただし、同等の資格を有する者に変更し、県が認めた場合はこの限りではない。）

（９）無効要件

以下に掲げる①から④のいずれかに該当する場合は、その応募者は無効となることがある。

①　本プロポーザルに関し、審査委員会の委員に、直接、間接を問わず接触を求めた場合
②　参加資格要件を満たさない場合
③　提出書類に関して、次のいずれかに該当する場合
・提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
・様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
・虚偽の記載がある場合

④　その他、企画提案選定委員会が不適切と認めた場合

９　担当窓口

〒770-8570 徳島市万代町１丁目１番地
徳島県教育委員会教育創生課魅力創生担当
電話（088）621-3154　　ﾌｧｸｼﾐﾘ（088）621-2880
E-mail kyouikusouseika@pref.tokushima.lg.jp

（別表）

評価項目及び評価基準

次の１から３の評価項目及び評価基準点で実施し、評価点を算出する。
委員１人当たりの持ち点は１００点とする。

１．設計及び施工業務に関する評価

評 価 項 目		評価基準点				
		優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	**新築施設（新校舎棟）及び全体空間コンセプトに係る評価** ・本事業の目的（「ローカルサイエンスフロンティア」構想等）を深く理解し、生徒や外部人材との共創を生み出す魅力的な空間コンセプトが提示されているか。 ・新校舎棟、プレラボ棟について、フィールド実証とデータ分析がシームレスに行え、地域の新たなシンボルとなる優れた意匠・配置提案がなされているか。 ・その他、優れた提案が含まれているか。	２０	１６	１２	８	４
(2)	**改修諸室に係る評価** ・管理棟職員室（シームレスルーム）：全教員による探究伴走と校務 DX を両立させる柔軟でシームレスな執務空間・レイアウトとなっているか。 ・北教室棟（データサイエンスラボ、プロジェクトルーム）：高度な動作解析や遠隔高大連携・動画配信に対応し、データ駆動型探究や国内外との常時接続を実現する先進的な空間の提案がなされているか。 ・その他、優れた提案が含まれているか。	２０	１６	１２	８	４
(3)	**その他改修諸室及び全体機能（環境等）に係る評価** ・STEAM 多目的室やロボティクス＆ものづくりラボ等において、安全かつ可変性の高い空間整備がなされているか。 ・各施設の利用目的に応じた合理的な機能性・利便性が確保されているか。 ・新校舎棟及びプレラボ棟では、ZEB 基準等の省エネルギー化（GX 推進）や LCC 低減への配慮がなされているか。 ・その他、優れた提案が含まれているか。	１５	１２	９	６	３
(4)	安全管理に係る評価 ・安全かつ確実な工程及び施工計画への配慮がなされているか。 ・低コスト工法、安全工法、低公害工法を採用しており、適切な品質管理が図られているか。 ・工事期間中の騒音・振動等、周辺環境への配慮について具体的に提案されているか。 ・その他、優れた提案が含まれているか。	１０	８	６	４	２
(5)	・業務の主旨に合致する追加提案があるか。	とても良い		良い		なし
		１０		５		０
小　　計		／７５点				

２．業務遂行の確実性に関する評価

評 価 項 目		評価基準点				
		優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	・業務内容を十分に理解しており、適切な技術者の配置等による確実な業務遂行体制があるか。	１５	１２	９	６	３
小　　計		／１５点				

３．事業費に関する評価

視点	計算式：１０×最低見積額／各事業者見積額	
小　　計		／１０点

合　　計	／１００点